

令和 3 年 6 月 10 日現在

機関番号：20104

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2020

課題番号：18K13091

研究課題名(和文)日本の就学運動における<教育の公共性>に関する歴史社会学的研究

研究課題名(英文)Historical Sociology on the Movement for Inclusive Education in Japan

研究代表者

堀 智久(Hori, Tomohisa)

名寄市立大学・保健福祉学部・准教授

研究者番号：70608710

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題は、1970年代から「原則統合」の法制度への転換の提起に見られる今日に至るまでの就学運動の歴史研究を行うものである。とりわけ、1970年代から今日に至るまでの日本の就学運動の歴史記述を中心に、そこで提起された日本の<共生共育>の思想を複眼的な視座から把握することに力点を置いている。具体的には、助成期間中は、日本で唯一の就学運動の全国組織である障害児を普通学校へ・全国連絡会の運動等を中心に文献資料を収集・整理・分析し、記述を行っている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本政府が2014年1月に批准した国連障害者権利条約ではインクルーシブ教育が規定されている。この批准にともない、日本政府は本条約の第24条に規定されているインクルーシブ教育を実行に移す義務を国際的に負っている。

この点で、日本の「共生共育」の思想の特徴を明確にすることは、インクルーシブ教育の実現に向けた制度改革を進めるためにも必要不可欠の作業である。今後は、国際的な教育改革運動であるインクルーシブ教育の理念や性格を改めて整理し、これと日本の就学運動のなかで展開された議論とを比較検証することを通して、日本のインクルーシブ教育のあり方について議論を深めていきたい。

研究成果の概要(英文)：This research project is a historical study on the social movement that advocated for the inclusion of children with disabilities into mainstream schools between the 1970s and the present day. Today, this movement may be characterized as the pursuit of a legal system in which all children, regardless of whether they have disabilities or not, are enrolled in mainstream schools. This project describes how the movement for children with disabilities to attend mainstream schools in Japan has developed into today's movement advocating for the legal system that premises their "inclusion".

研究分野：障害学

キーワード：障害 歴史 就学運動 共生共育 インクルーシブ教育

1. 研究開始当初の背景

日本政府が2014年1月に批准した国連障害者権利条約ではインクルーシブ教育が規定されている。この批准にともない、日本政府は本条約の第24条に規定されているインクルーシブ教育を実行に移す義務を国際的に負っている。

実際、この批准に先立って日本政府は、2009年の政権交代以後、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備を進めてきた。とりわけ、2009年12月に閣議決定により設置された「障がい者制度改革推進本部(以下、推進本部)」は、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備のため、障害者制度の集中的な改革を行う目的で内閣府に置かれたものである。そして、推進本部によって設置された「障がい者制度改革推進会議」は、2010年12月に発表した「障害者制度改革のための第二次意見」のなかで、「法制度として就学先決定に当たっては、基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に就学する原則分離別学の仕組みになっている」(内閣府2010)として、いわゆる「原則統合」の法制度への転換を求めている。すなわち、「障害のある子どもは、障害のない子どもと同様に地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則」(内閣府2010:33)とし、例外的に本人・保護者の希望等があった場合に特別支援学校・学級を選択できるようにする法制度への転換を提案している。

では、こうした日本の就学運動のひとつの今日的な到達点ともいえる「原則統合」の法制度への転換の提起は、いかにして歴史的に見られるようになったのだろうか。実は、こうした「原則分離別学の仕組み」を批判し、「原則統合」の法制度への転換を求める発想は、就学運動が始まった1970年代の当初からあったわけではない。むしろこうした主張は、紆余曲折をともなう日本の就学運動の歴史固有の帰結なのである。

2. 研究の目的

上記のような背景を踏まえ、本研究課題は、1970年代から「原則統合」の法制度への転換の提起に見られる今日に至るまでの就学運動の歴史研究を行うものである。とりわけ、1970年代から今日に至るまでの日本の就学運動の歴史記述を中心に行い、そこで提起された日本の〈共生共育〉の思想を複眼的な視座から把握することに力点を置いている。

3. 研究の方法

助成期間中は、就学運動の歴史の実証研究に力を入れており、その歴史の全体像を押さえることを意識的に行ってきた。具体的には、関東の就学運動団体を中心に、(1)子供問題研究会、(2)八王子養護学校、(3)障害児を普通学校へ・全国連絡会(以下、全国連絡会)等の文献資料を収集・整理・分析し、記述を進めてきた。

(1)1970年代における子供問題研究会、(2)1970年代および1980年代における八王子養護学校、また(3)1980年代における全国連絡会の運動の歴史に関する研究成果については、すでに拙稿(2016, 2018, 2019)を発表している。そのため、ここでは紙幅の都合上、日本で唯一の就学運動の全国組織である全国連絡会の運動に焦点化し、とくに今日の就学運動の到達点でもある「原則統合」の法制度への転換の提起がいかにしてなされたのかという点から、その歴史に触れておきたい。

4. 研究成果

ここでは便宜的に(1)1970年代および1980年代、(2)1990年代、(3)2000年代という時代区分を設け、それぞれの区分ごとに運動の特質を確認する。

(1) 1970年代および1980年代

1980年8月に結成された全国連絡会の運動は、1970年代の関東の就学運動の蓄積を継承したところが大きい。すなわち、日本の「共生共育」の思想を生み出す基盤となった就学運動は1970年代にすでに開始されており、全国連絡会の運動もその思想と実践の蓄積を継承している。とりわけ、1970年代後半以降、養護学校義務化反対運動や金井康治就学闘争に象徴されるように、これまで各地で個別に取り組みられていた就学運動が結集し、全国的な広がりを見せるようになったことが、全国組織としての全国連絡会の結成を促すきっかけになっている。

1970年代の就学運動を特徴づけているのが、障害児を健常児集団から分離する別学体制を批判する枠組みである。そして、こうした枠組みのもとで、就学時健診を拒否して<地域の学校>への就学通知を出させる、あるいは就学通知が来なくても自主的に学校に通学するなど、実力就学闘争のスタンスがとられてきた。

この点では、全国連絡会の運動もまた、この実力就学闘争のスタンスを継承している。すなわち、ここでも就学時健診の規定に関して、明確な親の義務の規定がないことを突く、その意味で、就学時検診による選別の規定をくぐり抜ける戦略がとられているのであり、選別を正当化する法制度を改正していくという方向性での運動ではない。

その一方で、この時代の運動が1970年代の就学運動と大きく異なる点として、差別的な空間として<地域の学校>を捉える視点が少しずつ見られるようになったことが挙げられる。その背景には直接的には、1970年代の状況とは異なり、1980年代以降には少しずつ障害児が<地域の学校>に就学することが比較的容易になっていくことがある。

それはこの時代に親の意向が本当の意味で尊重されるようになったというよりは、金井闘争のような騒ぎが起きることを恐れて、いったんは<地域の学校>に入学をさせてから対応を考えるようになったということである。この点で、必ずしも学校の側が障害児を歓迎して受け入れたわけではないことから、むしろ「学校に入ってから」子どもが「お客様さま扱い」される、執拗に特殊学級や養護学校に行くことを勧められるなどの問題が顕在化する。別の見方をすれば、入学前からあからさまに排除するというよりは、とりあえず入学させて、今日でいうところの合理的配慮である学習上の便宜を提供せずに、<地域の学校>に居場所がないことを実感させるなかで、特殊学級や養護学校に行くことを促すような排除の仕方にシフトしていったということである。

(2) 1990年代

「原則統合」の法制度への転換が提起される背景や契機

これまで法制度の問題に向き合ってきた全国連絡会の運動が、とくに1990年代後半以降、「原則統合」の法制度への転換を提起するようになる背景や契機には、主に以下のものが挙げられる。

まず国際的には、1989年11月に成立した子どもの権利条約や1993年12月に国連で採択された障害者の機会均等化に関する基準規則、1994年6月に採択されたサラマンカ宣言などの統合教育やインクルーシブ教育に向かう動きである。

また国内的には、山崎恵の特殊学級入級処分の取り消しをめぐる争われた北海道・障害児普通学級入級訴訟や「親の付き添い」の問題化が挙げられる。

とりわけ、前者の北海道・障害児普通学級入級訴訟の意味するところは、全国連絡会では、それまでの実力就学闘争のスタンスを継承して、法的には親の側に子どもを特殊学級や養護学校に就学させる義務の規定までではないことを突いて、子どもや親の希望する〈地域の学校〉への就学を求めてきたが、こうした手法には根本的な限界があるということである。すなわち、〈地域の学校〉に就学した障害児がいたとすれば、それは法的には教育委員会によって許可された例外的な障害児であるという位置づけになり、こうした法的な現実を浮き彫りにしたのが、この北海道・障害児普通学級入級訴訟であった。

一方で、後者の「親の付き添い」の問題とは、1980年代の終わり頃から全国連絡会のなかで、〈地域の学校〉で学ぶことが比較的容易になってきたがゆえに議論されるようになったトピックである。子どもを〈地域の学校〉に就学させるにあたって「親の付き添い」が問題になるのは、「ほとんどの場合に親の介助を条件にしてくるのが行政側の一般的なやり方」(1989.11.No.98:7)になっていたからである。本来であれば、学校は人的にせよ物的にせよ子どもが就学するうえで必要な条件整備があるとすれば、それは教育委員会の側に要求すべきであるが、上述のように〈地域の学校〉で学ぶことが例外的に認められているということであればなお、「『なんとか普通学級へ……』と望んでいる親の立場からすると、この要求に盾つくことはなかなかむずかしく、心ならずも認めるというケースが多い」(1989.11.No.98:7)ことが指摘される。

「原則統合」の法制度の提起と会内部の反応

全国連絡会で「原則統合」の法制度への転換が主張されるようになったきっかけは、1998年9月の全国連絡会主催の「『原則統合』への道すじを探る」研究集会での全国連絡会の世話人でもあった大谷恭子弁護士の問題提起である。この研究集会は、大谷が、「例外統合をどれだけ積み重ねても障害児差別はなくなる。差別をなくすには原則統合への法制度転換が必要だ。ぜひ法制度を転換する運動に取り組んでほしい」と訴えた〔古川 2003:2〕ことを受けて開催されたものである。

だが、こうした「原則統合」の法制度への転換の提起は、この時期、会内部でも必ずしも多くの賛同が得られたわけではない。たとえば、「学校教育法などの改正運動をしようというのであれば私は賛成しかねる。その理由は……その運動にかけなければならないエネルギーと改正の見通しを考えた時、苦勞多くして努力が無駄に終わる可能性が大きい」(1998.11.No.172:1-2)など、「原則統合」の法制化の実現可能性の乏しさが指摘され、むしろ集会後に全国連絡会に寄せられた意見や感想の多くはこの提起に批判的であった。

(3) 2000年代

文科省の特別支援教育構想への批判

2000年代に入ると、文科省内に調査研究協力者会議が設置され、特殊教育から特別支援教育への移行に向けた本格的な議論が開始される。とりわけ、2003年3月の調査研究協力者会議の最終報告書では、「特別支援教育」の概念が明確化され、特別支援教育制度の全体像が示されている。

全国連絡会は、特別支援教育構想が一貫して特殊教育と変わらずに分離教育の立場に立っており、またそれがさらに分離教育を加速させることを批判してきた。たとえば、「『特別支援』と言いながら、何ら普通学級にいる子どもたちの『支援』をしようとしていない」

(2003.7.No.219: 12) こと、また『LD』『ADHD』『高機能自閉症』といわれる子どもたち、さらにこれからつくりだされるであろう新たな『障害児』の分離、分断はさらにすすみ、今普通学級にいる『障害児』たちの居場所も危うくなる」(2003.7.No.219: 13) ことを危惧している。また今回の特別支援教育構想は、従来の障害定義には該当しない、財政的にも普通学級に在籍しながら特殊教育を施す以外にない「LD等の新しい障害のある子ども」を念頭においたものであり、「交流及び共同学習」の推進などといっても、それはインクルーシブ教育とは無縁であるという冷やかな見方を下している(2004.3.No.225: 3)。

「原則統合」の法制度の構想

その一方で、こうした文科省の特殊教育から特別支援教育への移行にともなう学校教育法の改正を必要とする議論の動きは、全国連絡会の運動が、「原則統合」の法制度のあり方を具体的に検討する直接的なきっかけになっている。

とりわけ、2005年12月には上記の中央教育審議会の答申が発表され、特別支援教育の法制化が国会で審議される見通しがつくようになると、2006年1月に「全国連絡会や、DPI、教育総研、弁護士、その他のメンバーが声をかけあって『学校教育法改正・原則統合』緊急連絡会議」[以下、緊急連絡会議](2006.1・2.No.244: 4)が結成される。そして、2006年2月16日の「学校教育法等の改正に向けた対案提起」院内集会では、大谷弁護士によって緊急連絡会議の「対案」の概要が提示されている。

この「対案」では、「学齢児童は全員小・中学校の学籍をもつ」(2006.3.No.245: 5)という点から、学校教育法第17条の「小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする」という規定を、「小学校は、学齢に達したすべての児童に対し、初等普通教育を施すことを目的とする」(2006.3.No.245: 6)へと変更する。また、第6章の特別支援学校の目的が盛り込まれる条文は、「障害のある子・子の親が選択した場合にその学校に入れる」(2006.3.No.245: 6)とし、「本人・保護者が希望しない限りそこに行かされるようなことは絶対に有りえない」(2006.3.No.245: 5)ことを明記するなど、学校教育法の改正を中心とする「原則統合」の法制度のあり方が具体的に提案されている。

以上、全国連絡会の運動を中心に、今日の「原則統合」の法制度への転換の提起に至るまでの道のりを簡単に確認した。今後は、国際的な教育改革運動であるインクルーシブ教育と日本の就学運動の比較検証を通して、より日本の「共生共育」の思想の特徴を明確にしていきたい。

文献

- 堀智久, 2016, 「できるようになるための教育から、どの子ども一緒に取り組める教育へ
八王子養護学校の1970/80年代」『ソシオロゴス』40: 41-63 .
 , 2018, 「「共生共育」の思想 子供問題研究会の1970年代」『障害学研究』
13: 195-220 .
 , 2019, 「<地域の学校>へ行く/を問う 1980年代における障害児を普通学
校へ・全国連絡会の運動と1970年代におけるその前史」『立命館生存学研究』2: 269-79 .
内閣府, 2010, 「障害者制度改革のための第二次意見」

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 堀 智久 | 4. 巻 第13号 |
| 2. 論文標題 「『共生共育』の思想 子供問題研究会の1970年代」 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 『障害学研究』 | 6. 最初と最後の頁 195-220 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名 堀 智久 | 4. 巻 第2号 |
| 2. 論文標題 「<地域の学校>へ行く / を問う 1980年代における障害児を普通学校へ・全国連絡会の運動と1970年代におけるその前史」 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 『立命館生存学研究』 | 6. 最初と最後の頁 269-279 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|------------------|
| 1. 著者名 堀 智久 | 4. 巻 153 |
| 2. 論文標題 「障害、障がい、障碍、どれが正しいの？ 主体的に、かつ協同で学びを深めていく力を養う」 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 『広報なよろ』 | 6. 最初と最後の頁 11 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 堀 智久 | 4. 巻 第516号 |
| 2. 論文標題 「文系研究者の就職問題」 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 『ゆきわたり』 | 6. 最初と最後の頁 23-26 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

| |
|---|
| 1. 発表者名 堀智久 |
| 2. 発表標題 障害児を普通学校へ・全国連絡会の運動における「原則統合」とインクルーシブ教育 |
| 3. 学会等名 第16回障害学会（京都） |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 堀智久 |
| 2. 発表標題 障害の社会モデルと障害者主導によるインクルーシブ教育運動 英国の障害者団体ALLFIEの取り組みから |
| 3. 学会等名 障害学会第17回大会 |
| 4. 発表年 2020年 |

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|